

只見町学校づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 只見町立小学校の統合を円滑に推進するとともに、幼小中連携の強化及び統合に伴い設置される小中一貫校の開校に向け、必要な事項を検討し、調整を図り、準備を行うため、只見町学校づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 統合小学校の校名、校歌及び校章に関する事。
- (2) 統合小学校の学校運営方針及び学校行事に関する事。
- (3) 幼小中高連携及び小中一貫教育の推進に関する事。
- (4) 統合小学校の教育課程、教育計画及び学級編成等に関する事。
- (5) 統合小学校の通学路及び通学方法に関する事。
- (6) 統合小学校の施設及び備品等に関する事。
- (7) 統合小学校のPTA組織及びコミュニティ・スクールに関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 児童及び生徒の保護者を代表する者
- (3) 保育所・こども園を代表する者
- (4) 小中学校を代表する者
- (5) 公募による町民等
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項に掲げる者のほかに、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了する期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に別表に掲げる専門部会を置き、専門的に調査検討するものとする。

- 2 専門部会の構成及び構成員は、委員会において定める。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、調査検討結果を委員会に報告する。

(謝礼及び費用弁償)

第8条 委員及び専門部会員の謝礼については無償とする。

- 2 委員及び専門部会員が職務を行うために会議に出席し、又は旅行した時は、職員等の旅費に関する条例（昭和40年只見町条例第36号）の規定を準用し旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

専門部会	調査・検討事項
総務部会	1 学校の名称等に関する事（学校名称・校章・校歌・体操着等） 2 学校運営方針・教育目標に関する事 3 特色ある学校づくりに関する事 4 閉校記念誌及び開校記念事業・式典等に関する事 5 コミュニティスクール（学校運営協議会）に関する事 6 その他総務部会に属する事項
教育課程部会	1 幼小中高連携、教育課程等教育内容の策定等に関する事 2 学校行事、児童生徒の交流学习に関する事 3 児童、生徒会運営、生活指導、健康安全等に関する事 4 教職員研修・教職員交流に関する事 5 その他教育課程部会に属する事項
学校整備・運営部会	1 基本的学校運営に関する事（学校給食等） 2 通学方法（スクールバス運行）・通学路・安全対策等に関する事 3 学校備品、学校図書、文書保存・廃棄等に関する事 4 PTA組織運営に関する事 5 放課後こどもクラブに関する事 6 その他学校整備・運営部会に属する事項